平成30年9月28日

每週月.水. 金曜日発

号 外(2)

Ħ

次

規 則

○富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のよう に定め、公布する。

平成30年9月28日

富山県知事 石 井 隆

富山県規則第50号

富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則 富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則(昭和60年富山県規則第47号)の 一部を次のように改正する。

別表の1の(2)中「260円」を「860円」に、「270円」を「950円」に、

赤外分光光度計 460円 を 赤外分光光度計 460円 顕微赤外分光光度計 2,170円

に、

溶出試験器 800円

を

溶出試験器 キャピラリー電気泳動装置

1,640円

800円

融点測定装置	810円
に、	
ミクロ天秤	220円」
を	
ミクロ天秤	220円
セミミクロ天秤	150円

に改め、同表の2の(2)の備考及び(3)の備考の1中「赤外分光光度計」の次に「、顕微赤外分光光度計」を加え、「及び」を「、」に改め、「キャピラリー電気泳動装置」の次に「及び融点測定装置」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の 額については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例 による。

(くすり政策課)

富